

国管管2-13

国管管1-8

国審 4

平成23年3月29日

改正 平成24年 国管管2-45

平成28年 国管管2-9

平成29年 国管管2-36

本部部長審判官  
管理室長 殿  
各国税不服審判所長  
国税不服審判所沖縄事務所長

国税不服審判所長  
(官印省略)

#### 裁決結果及び裁決要旨の公表手続について（事務運営指針）

標題のことについては、別添のとおり定めたので、平成23年4月1日以降はこれによられたい。

##### （趣旨）

国税不服審判所においては、平成12年9月8日付国管管2-2「裁決結果の公表基準について」（事務運営指針）に定める公表基準に従い選定した裁決については、固有名詞を匿名にするなど、審査請求人等の秘密保持に十分配意した上で、裁決結果を公表するとともに国税不服審判所ホームページに掲載し、また、情報公開法の開示請求に対する便宜を図る観点から、すべての裁決要旨についても、同ホームページに掲載してきたところであるが、今般、裁決結果の公表方法を統一したことなどから、裁決結果及び裁決要旨の公表に係る事務の適正化を図るため、その手続を明確化したものである。

## 第一 支部における裁決結果及び裁決要旨の公表手続

### 1 裁決結果の公表適否に係る判定

#### (1) 第一次判定

支部における裁決結果の公表適否の第一次判定は、平成28年2月8日付国管管2-3「『審査事務提要の制定について』の全部改正について」(事務運営指針) (以下「審査事務提要」という。) 第2編第6章第2節1(1)又は第7章第1節2(1) (平成28年3月31日以前にされた国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求については、平成14年3月27日付国管管2-8「審査事務の手引の全部改正について」(事務運営指針) (以下「審査事務の手引」という。) 235の3又は1026)において、担当審判官又は形式審査担当者が行うこととされているところ、その具体的な判定基準は、次による。

##### イ 公表「適」

次の口に該当しないもので、次の(イ)ないし(ハ)のいずれかに該当するもの。

- (イ) 審査事務提要第2編第1章第14節(審査事務の手引第15章)にいう重要先例見込事件等(以下「重要先例見込事件等」という。)及び審査事務提要第2編第1章第15節1(審査事務の手引第15章の2)にいう本部照会事件(以下「本部照会事件」という。)
- (ロ) 重要先例見込事件等及び本部照会事件以外の事件で、次のハに該当しないもの
  - (ハ) 上記(イ)及び(ロ)に該当しないもののうち取消裁決

##### ロ 公表「否」

次の(イ)ないし(ハ)のいずれかに該当するもの

- (イ) 審査請求人又は関係人その他の参考人(これらの者を併せて、以下「審査請求人等」という。)が容易に特定されると認められるもの
- (ロ) 審査請求人等又は取引関係者等の営業上の秘密に関する記述があるもの
- (ハ) その他、例えば、審査請求人等の正当な権利利益の救済等の観点から公表を差し控えるべきと認められるものなどのもの

##### ハ 公表「留保」

次の(イ)ないし(ニ)のいずれかに該当するもの

- (イ) 審査請求人の法令解釈上又は事実認定上の主張が著しく不相当なもの
- (ロ) 事実認定に疑義が生じなかったもの、かつ、法令解釈が既に明確になっているもの
- (ハ) 事実認定が個別性の強いもの、かつ、法令解釈が既に明確になっているもの
- (ニ) 却下裁決(先例性があると認められるものを除く。)

#### (2) 最終判定

支部における裁決結果の公表適否の最終判定責任者は、首席国税審判官又はその委任を受けた次席国税審判官若しくは部長審判官となっているところ(審査事務提要第2編第7章第1節2(2)又は3(審査事務の手引1102-1))、その判定に当たっての具体的な判定基準は、上記(1)に準ずる。

## 2 「裁決要旨の記載票」の作成・審査

### (1) 「裁決要旨の記載票」の様式

担当審判官又は形式審査担当者は、「議決報告書兼裁決決議書」(審査事務提要第4編29号様式(審査事務の手引74号様式))又は「却下裁決決議書」(審査事務提要第4編181号様式(審査事務の手引27号様式))を作成したときは、併せて「裁決要旨の記載票」を作成することとされており(審査事務提要第2編第6章第2節1(1)又は第7章第1節2(1)(審査事務の手引1025又は235の2))、また、支部における裁決結果の公表適否の判定結果は、「裁決要旨の記載票」へ記載することとされているところ(審査事務提要第2編第7章第1節2(2)又は3(審査事務の手引235の4又は1027))、当該「裁決要旨の記載票」の様式は、次のとおりとする(次のイないしハを総称して、以下「本裁決要旨記載票」という。)。

イ 様式1 「裁決要旨の記載票(一般用)」

ロ 様式2 「裁決要旨の記載票(推計課税用) その1」

ハ 様式3 「裁決要旨の記載票(推計課税用) その2」

なお、その作成に当たっては、別途配付する電子データによる入力票を使用する。

### (2) 本裁決要旨記載票の作成・審査に当たり留意すべき事項

担当審判官又は形式審査担当者における本裁決要旨記載票の作成、法規・審査担当者における本裁決要旨記載票の審査(審査事務提要第1編第6章第2節3(5)(審査事務の手引1102))に当たっては、本裁決要旨記載票の記載要領に従うとともに、様式1「裁決要旨の記載票(一般用)」については、次の点に留意する。

イ 裁決書の「判断」欄において示されている全ての争点について、争点項目(番号)ごとに作成する。

ロ 一つの争点に係る判断事項が二つ以上の争点項目(番号)にわたる場合には、それぞれの争点項目(番号)ごとに作成する。

ハ 一つの裁決に多数の争点又は判断事項が示されている場合、事件の結論を左右したポイントとなる判断事項についての作成を欠くこととならないように留意する。他方、その内容が軽微なもので、かつ、税法の解釈・適用上、明らかに当然のことと認識し得るものについては、その作成を省略して差し支えない(例:附帯税に関する判断事項の場合、単に「過少申告加算税の賦課決定処分については、基礎税額の異動に伴い、その一部を取り消す」旨の判断をしたにすぎないもの)。ただし、一つの裁決に少なくとも1部は作成する。

二 報道があつた審査請求事件については、報道内容に留意し、審査請求人等の権利利益を害することのないよう十分に配意した上で裁決要旨を作成する。

### 3 裁決書データ等の本部への提出等

#### (1) 「裁決書データ等管理簿」の作成

管理課管理係（管理係の置かれていらない支部にあっては、総務係。以下同じ。）は、裁決をした月（以下「裁決月」という。）ごとに、その裁決書を基にして、様式4「裁決書データ等管理簿」を作成する。

#### (2) 裁決書データ等の本部への提出

管理課管理係は、次のイないしニの各電子データを裁決月ごとに取りまとめて、裁決月の翌月15日（6月裁決分については、7月31日）までに、本部管理室（管理第二係）宛に、文書管理システムにより提出する。ただし、裁決をしなかつた月については、様式4「裁決書データ等管理簿」に「○月裁決なし」と記載して、次のハの電子データのみを提出する。

イ 裁決書の電子データ（以下「裁決書データ」という。）

ロ 本裁決要旨記載票の電子データ（法規・審査担当者等による加除・訂正等があつた場合には、当該加除・訂正等後のもの。以下「裁決要旨データ」という。）

ハ 様式4「裁決書データ等管理簿」の電子データ

ニ 本裁決要旨記載票の作成・審査において参考とした報道に係る資料がある場合は、当該資料の電子データ（以下「報道データ」という。）

なお、各電子データの保存は、「大分類：共通（報告関係） 中分類：報告関係書類 名称（小分類）：報告関係書類（裁決書データ等管理簿） 編さん区分：事務年度 保存期間：5年」とする。

## 第二 本部における裁決結果の公表手続

### 1 裁決書データ等の回付等

- (1) 管理室管理第二係は、裁決書データ、裁決要旨データ及び報道データを、本部における裁決結果の公表適否の判定を担当する審判官等（以下「本部担当審判官等」という。）へ回付する。
- (2) 管理室管理第二係は、裁決書データについて、固有名詞を匿名にするなどの処理を行う（この処理後の裁決書データを、以下「第一次匿名処理済裁決書データ」という。）。

### 2 裁決結果の公表適否に係る本部担当審判官等による判定

本部担当審判官等は、裁決要旨データの入力内容（支部における公表適否の判定結果や裁決要旨など）を参考として、裁決書データの裁決内容を検討し、平成12年9月8日

付国管管2－2「裁決結果の公表基準について」(事務運営指針) (以下「公表基準通達」という。) に定める基準により、裁決結果の公表適否の判定を行い、別紙5「裁決検討整理表」を作成する。

(1) 公表「適」

公表基準通達の1の要件を満たすもの (同通達の2に該当するものを除く)

(2) 公表「否」

公表基準通達の2に該当するもの

(3) 公表「留保」

公表「適」又は公表「否」のいずれにも該当しないもの (例えば次に掲げるもの)

イ 取消裁決 (一部取消し又は変更裁決を含む。以下同じ。) 以外の裁決のうち、次の(イ)ないし(ト)に相当するもの

(イ) 審査請求人の法令解釈上又は事実認定上の主張が著しく不相当なもの

(ロ) 単純な事実認定に関するもの

(ハ) 単純な法令解釈に関するもの

(ニ) 却下裁決 (先例性のあるものを除く。)

(ホ) おおむね直前1年以内に公表されている裁決結果に類似するもの

(ヘ) 税法等の改正により今後同種の争いは生じないと見込まれるもの

(ト) 上記のほか、他の事案の処理上参考となるとは認められないもの

ロ 取消裁決のうち、次の(イ)又は(ロ)に相当するもの

(イ) おおむね直近3か月以内に公表されている裁決結果に類似するもの

(ロ) 取消理由が単純な計算誤りなどによるもの

### 3 裁決検討会による検討

本部担当審判官等は、上記2の判定の結果、公表「適」と判定した裁決結果及び公表「否」と判定した裁決結果のうち先例性があると認められるなど重要なものについて、様式6「裁決検討事績表」又は様式7「公表適否判定表」を作成し、裁決検討会に付議する (なお、必要に応じて、支部の担当審判官等に対し、裁決結果の公表に当たり問題となる点の有無について確認する。)。

裁決検討会では、当該付議された裁決結果について公表の適否及び重要性等を判定する。

(注) 裁決検討会は、裁決結果に係る主張及び争点の整理、事実認定、法令の解釈・適用、判断、その他の記載内容等についての検討を通じて公表適否の判定を行うとともに、今後の裁決内容の質的向上に資することを目的として開催するものである。なお、裁決検討会の構成員は、国税不服審判所長及び国税不服審判所職員とする。

### 4 裁決結果の公表適否に係る国税不服審判所長による最終判定

上記3の裁決検討会における裁決結果の公表適否の判定に基づき、国税不服審判所長は、裁決結果の公表適否について最終判定を行う。

## 5 裁決結果等の国税不服審判所ホームページへの掲載

### (1) 公表「適」に係る第一次匿名処理済裁決書データの回付等

裁決結果公表の取りまとめを担当する審査官（以下「裁決公表担当本部審査官」という。）は、上記4の最終判定において公表「適」とされた裁決結果の裁決番号を管理室管理第二係へ連絡する。

管理室管理第二係は、当該裁決番号に係る第一次匿名処理済裁決書データ（以下「第一次匿名処理済公表適裁決書データ」という。）を裁決公表担当本部審査官へ回付する。

裁決公表担当本部審査官は、上記4の最終判定において公表「適」とされた裁決結果に係る「裁決検討事績表」又は「公表適否判定表」の記載内容を基に公表裁決に係る要旨（以下「公表裁決要旨データ」という。）を作成し、第一次匿名処理済公表適裁決書データ及び報道データとともに各税目を担当する審査官（以下「各税目担当本部審査官」という。）へ回付する。

### (2) 裁決書データの第二次匿名処理、取りまとめ及び回付等

各税目担当本部審査官は、第一次匿名処理済公表適裁決書データ及び公表裁決要旨データについて、報道データがある場合は報道データを参考にして、固有名詞の匿名処理に係る審査を行い、必要に応じた補正を行った後（この補正後の第一次匿名処理済公表適裁決書データ及び公表裁決要旨データを併せて、以下「第二次匿名処理済公表適裁決データ」という。）、第二次匿名処理済公表適裁決データ及び報道データを裁決公表担当本部審査官へ回付する。

裁決公表担当本部審査官は、第二次匿名処理済公表適裁決データを取りまとめの上（当該取りまとめ後の第二次匿名処理済公表適裁決データを、以下「本部匿名処理済公表適裁決データ」という。）、管理室管理第一係へ回付する。

### (3) 裁決結果等の国税不服審判所ホームページへの掲載

管理室管理第一係は、本部匿名処理済公表適裁決データの内容を、国税不服審判所ホームページ（以下「審判所ホームページ」という。）へ掲載する。

## 6 裁決結果等の審判所ホームページへの掲載の見直し

本部担当審査官等は、審判所ホームページに掲載している本部匿名処理済公表適裁決データについて、同データに係る処分が裁判で全部若しくは一部取り消され、又は変更されたなど同データを閲覧する者に誤解を与えかねない事由（以下「掲載見直し事由」という。）が生じた場合には、速やかに審判所ホームページへの掲載継続の適否を判定する。

本部担当審判官等の判定に基づき、国税不服審判所長は、審判所ホームページへの掲載継続の適否について最終判定を行う。

審判所ホームページへの掲載を取りやめると判定された場合、裁決公表担当本部審査官は、様式8「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（公表適裁決）」を作成し、管理室管理第一係へ回付する。

管理室管理第一係は、審判所ホームページへの掲載を取りやめると判定された本部匿名処理済公表適裁決データの内容を審判所ホームページから削除した後、裁決公表担当本部審査官に「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（公表適裁決）」を返付する。

### 第三 本部における裁決要旨の公表手続

#### 1 裁決要旨データの審査

本部における裁決要旨データの審査は、原則として、次による。

##### (1) 第一次審査

各税目担当本部審査官は、裁決要旨データについて、記載要領に従っているかの審査を行うとともに、記載要領に従っていない場合には補正を行う（当該審査及び補正を行った後の裁決要旨データを、以下「本部一次審査済要旨データ」という。）。

##### (2) 第二次審査

本部担当審判官等は、本部一次審査済要旨データについて、記載要領に従っているかの再審査を行うとともに、記載要領に従っていない場合には再補正を行う（当該再審査及び再補正を行った後の裁決要旨データを、以下「本部二次審査済要旨データ」という。）。

#### 2 本部二次審査済要旨データの取りまとめ及び回付

本部担当審判官等は、本部二次審査済要旨データ及び報道データを、裁決要旨の取りまとめを担当する審査官（以下「要旨担当本部審査官」という。）へ回付する。

要旨担当本部審査官は、本部二次審査済要旨データを取りまとめた上で（当該取りまとめ後の裁決要旨データを、以下「本部取りまとめ後要旨データ」という。）、管理室管理第二係へ回付する。

管理室管理第二係は、本部取りまとめ後要旨データを、所定のデータ形式にした上で（当該データ形式後の裁決要旨データを、以下「本部データ処理後要旨データ」という。）、要旨担当本部審査官へ回付する。

要旨担当本部審査官は、裁決公表担当本部審査官に公表「適」とされた裁決結果の裁決番号を確認し、本部データ処理後要旨データに当該裁決番号に係る補正を行った後（当該補正を行った後の裁決要旨データを、以下「本部審査済要旨データ」という。）、

本部審査済要旨データを管理室管理第一係及び管理第二係へ回付する。

### 3 裁決要旨の審判所ホームページへの掲載

管理室管理第一係は、本部審査済要旨データの内容を審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」へ掲載する。

### 4 裁決要旨の審判所ホームページへの掲載の見直し

本部担当審判官等は、審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」に掲載している本部審査済要旨データについて、掲載見直し事由が生じた場合には、速やかに審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」への掲載継続の適否を判定する。

本部担当審判官等の判定に基づき、国税不服審判所長は、審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」への掲載継続の適否について最終判定を行う。

審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」への掲載を取りやめると判定された場合、要旨担当本部審査官は、様式9「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（裁決要旨検索システム）」を作成し、管理室管理第一係及び管理第二係へ回付する。

管理室管理第一係は、本部審査済要旨データの内容を審判所ホームページの「裁決要旨検索システム」から削除した後、要旨担当本部審査官に「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（裁決要旨検索システム）」を返付する。

(様式1)

起案年月日		平成 年 月 日			決裁年月日		平成 年 月 日		
首 席 審 判 官	次 席 審 判 官	部 長 審 判 官	法 規 ・ 審 査 部 門			所 属 部 長 審 判 官	担 当 審 判 官	起 案 者 審 判 官	
			部 長	審 判 官	担 当 者				

裁決要旨の記載票（一般用）

請求人名	支 部
------	-----

公表適否（一次）	裁決区分
----------	------

公表適否（最終）	参考事項
----------	------

裁決年月日	平成 年 月 日	裁決番号	裁（ ）平 第 号
-------	----------	------	-----------

個人法人区分	業種名	業種番号
--------	-----	------

税 目	争点番号
-----	------

争点項目
------

関係条文	関係通達
------	------

【要旨】
------

参考文献	備考	本部整理欄

## 「裁決要旨の記載票（一般用）」の記載要領

1 「裁決要旨の記載票（一般用）」は、所得税の推計課税事件以外のものについて使用する。ただし、所得税の推計課税事件であっても、取消裁決（公表「否」に該当するものを除く。）については、これを使用する。

なお、決裁欄については、起案者が形式審査担当者である場合は、「担当審判官」欄を「形式審査担当審判官」欄と修正して使用する。

2 「公表適否（一次）」欄及び「公表適否（最終）」欄は、次表の区分に応じ、それぞれ該当するものを記載する。

公表「適」	イ	重要先例見込事件等及び本部照会事件（公表「否」に該当するものを除く。）
	ロ	重要先例見込事件等及び本部照会事件以外の事件で、公表「その他」に該当しないもの（公表「否」に該当するものを除く。）
	ハ	上記イ及びロに該当しないもののうち取消裁決（公表「否」に該当するものを除く。）
公表「否」	イ	審査請求人等が容易に特定されると認められるもの
	ロ	審査請求人等又は取引関係者等の営業上の秘密に関する記述があるもの
	ハ	上記イ及びロのほか、例えば、審査請求人等の正当な権利利益の救済等の観点から公表を差し控えるべきと認められるものなどのもの
公表「留保」	イ	審査請求人の法令解釈上又は事実認定上の主張が著しく不相当なもの
	ロ	事実認定に疑義が生じなかったもの、かつ、法令解釈が既に明確になっているもの
	ハ	事実認定が個別性の強いもの、かつ、法令解釈が既に明確になっているもの
	ニ	却下裁決（先例性があると認められるものを除く。）

3 「公表適否（最終）」欄の「参考事項」欄は、次の場合に、次の事項を記載する。

- (1) 公表「適イ」に該当する場合 事件区分の内訳
- (2) 公表「否ハ」に該当する場合 その理由
- (3) 本部での公表適否の検討に当たって参考となる事項等がある場合 その事項等

4 「裁決区分」欄は、①全部取消し、②一部取消し、③棄却、④却下又は⑤変更の裁決区分に従い、その区分を記載する。

なお、一つの裁決書に複数の裁決区分がある場合には、該当する裁決区分のうち、上記①から⑤の順で最も若い番号の裁決区分を記載する。

5 「個人法人区分」、「業種名」及び「業種番号」の各欄は、KSK用業種分類表の細分類に基づき、個人又は法人の区分に応じてそれぞれ該当するものを記載する。

なお、審査請求人等が特定されるおそれがある場合には、適宜、分類区分を大きくして記載する。

6 「税目」欄は、争点に係る税目を記載する。

7 「争点番号」欄は、平成6年6月30日付国管管17、国審58「『争点番号簿』の全部改正について」(事務運営指針)に基づいて記載する。

(注) 上2桁のコード番号は、同事務運営指針に基づき、次表のとおりとなることに留意する。

税目	コード	税目	コード	税目	コード
国税通則法	10	有価証券取引税法	42	石油ガス税法	53
所得税法	20	地価税法	43	酒税法	55
法人税法	30	消費税法	50	自動車重量税法	56
相続税法	40	印紙税法	51	国税徴収法	60
登録免許税法	41	揮発油税法	52		

なお、所得税の「所得の区分」が争点となっている事件については、審判所の判断において認定した「所得の区分」の争点番号を記載することに留意する(例えば、事業所得か一時所得かが争われている場合において、事業所得と認定した場合は、「事業所得と認めた事例」の争点番号を付すこととし、「一時所得と認めなかつた事例」とはしない。)。

8 「争点項目」欄は、上記7の争点番号に基づき、記載する(なお、電子データによる入力票においては、上記7に連動して自動的に入力されるため、特段の入力作業を要しない。)。

9 「関係条文」及び「関係通達」の各欄に法令等を記載する場合は、次の略語例により記載することとして差し支えない。この場合、第・条・標題・項・号については、省略する(例:国税通則法第75条《国税に関する処分についての不服申立て》第1項第1号の場合「通則法75①一口」と記載する。)。

ただし、裁決要旨の本文中に法令等を引用して記載する場合には、第・条・標題・項・号の全てを省略することなく記載することに留意する(次の10(1)参照)。

法令等	略語
行政不服審査法	審査法
国税通則法、同施行令、同施行規則	通則法、通則令、通則規
所得税法、同施行令、同施行規則	所法、所令、所規
法人税法、同施行令、同施行規則	法法、法令、法規
相続税法、同施行令、同施行規則	相法、相令、相規
消費税法、同施行令、同施行規則	消法、消令、消規

法 令 等	略 語
登録免許税法、同施行令、同施行規則	登免法、登免令、登免規
国税徴収法、同施行令、同施行規則	徴収法、徴収令、徴収規
租税特別措置法、同施行令、同施行規則	措法、措令、措規
減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐用年数省令
所得税基本通達	所基通
法人税基本通達	法基通
相続税法基本通達	相基通
財産評価基本通達	評基通
消費税法基本通達	消基通
消費税法取扱通達	消取通
租税特別措置法関係通達	措法通

なお、関係条文等が現行法令等と異なっている場合には、現行法令等でないことを裁決書の記載に準じて、例えば「(平成〇年法律第〇号による改正前のもの)」のように括弧書で表示する。

10 裁決要旨の記載に当たっては、当該要旨が、国税不服審判所ホームページ上に公開する裁決要旨の基本文書となることに鑑み、審査請求人等の秘密保持に十分配意の上、極力、簡素な表現とすることとし（文字数はおおむね1,000字以内とする。）、また、次のことに留意する。

- (1) 漢字、送り仮名等用語の使用については、公用文の書き方に従うこと。また、法令・通達の条文等を引用する場合には、利用者の便宜を考え、第・条・標題・項・号の全てを省略することなく記載すること（例：国税通則法第75条《国税に関する処分についての不服申立て》第1項第1号口）。
- (2) 個人識別情報及び個人等を特定することとなる地域情報・業種名等は、記載しないこと。同様の理由で、総収入金額等、税額計算過程の金額も、特に必要がない限り、記載しないこと。
- (3) 審査請求人及び原処分庁の主張は、原則として、次のとおり記載し、認容した方の主張については、その記載を要しないこと。
  - イ 当事者一方の主張を認容しない場合  
「請求人（原処分庁）は、・・・旨主張する。しかしながら、・・・ことから、・・・できない。」
  - ロ 審査請求人及び原処分庁の主張をともに認容しない場合  
「請求人は、・・・旨主張し、原処分庁は・・・旨主張する。しかしながら、・・・ことから、・・・と認められる。」
- (4) 具体的な記載方法は、次による。
  - イ 要旨の記載のみによって、争点及び主張に対する判断の要旨が分かるように端的に記載する。裁決書の記載をそのまま転記することでは「要旨」とはならないこと、また、裁決主文を直接基礎付ける判断（例：「したがって、処分は適法である」旨の部分）まで示す必要はないことに留意する。
  - ロ 原則として、「本件〇〇」など、裁決書における略語をそのまま用いることがない

ように留意する。略語を用いる場合には、「(以下「～」という。)」の形で定義をする必要はなく、略語の対象となる用語の次に括弧書で(～)と略語を記載する(例:租税特別措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》第1項の規定(本件特例))。

なお、裁決書における略語について、説明用語を付した上で用いることは妨げない(例:請求人が贈与により取得した本件土地)。また、審査請求人については、略語定義を置くことなく、「請求人」と記載する。

ハ 通常、裁決においては、法令解釈、事実認定、当てはめの法的三段論法に基づいて判断が示されているが、要旨の記載に当たっては、当該要旨が、法令解釈、事実認定、当てはめのいずれを中心示すものであるのかを意識し、記載内容に軽重を付ける。

ニ 法令解釈を示す場合、税法の解釈・適用上当然のことと認識し得るものについてはその記載を省略、あるいは簡略なものとする。また、理由付けなどを全て記載する必要はなく、解釈を端的に記載することに留意する。

なお、通達について触れる場合、その通達を審判所においても相当と認める旨の記載は要旨においては不要である。

ホ 認定事実を示す場合、事実は事件ごとに千差万別であるから、要旨において、詳細に間接事実を挙げる必要は必ずしもなく、認定事実のポイントと結論が了解できる形で記載すれば足りる。

ヘ 却下裁決の場合には、裁決書上、手続要件に関する当事者の主張を記載しないことが一般であるから、要旨の記載に当たっても、当事者の主張を排斥する形で記載しないように留意する。

ト 要旨欄の中では改行しない。

11 「参考文献」欄は、次表に基づいて記載する。

裁決事例	記載項目	裁決年月日、裁決番号、公表・非公表の区別
	記載例	平17.3.31、○裁(所)平16第100号(公表)
裁判例	記載項目	裁判所名、判決言渡日、出典(名称、号数等、頁)
	記載例	東京地判平12.11.30、税資249号844頁
書籍	記載項目	著者名、書籍名、発行年、出版社名、頁
	記載例	金子宏、「租税法」、平17、有斐閣、567頁
雑誌	記載項目	寄稿者名、題目、雑誌名、号数、頁
	記載例	武田昌輔、「寄付金」、税務事例、38巻1号(2006)、35頁

なお、上記の裁判所名等の記載に当たっては、次の略称を用いて差し支えない。

裁判所名	最高裁判所大法廷	…最高大	東京地方裁判所	…東京地
	最高裁判所第二小法廷	…最高二小		
	東京高等裁判所	…東京高		
	広島高等裁判所松江支部	…広島松江支		

出 典 名	最高裁判所民事判例集	…民 集	下級裁判所刑事裁判例集	…下刑集
	最高裁判所刑事判例集	…刑 集	訟務月報	…訟 月
	最高裁判所裁判集刑事	…集 刑	ジュリスト	…ジュリ
	高等裁判所民事判例集	…高民集	判例時報	…判 時
	高等裁判所刑事判例集	…高刑集	判例タイムズ	…判 タ
	行政事件裁判例集	…行 集	税務訴訟資料	…税 資
	下級裁判所民事裁判例集	…下民集	裁判所Webページ	…裁 Web

(注) 参考文献がある場合には記載漏れのないよう留意する。

12 「参考文献」の「備考」欄は、「参考文献」欄に記載したものとの論旨について、次のいずれかを必ず記載する。

- 裁決要旨の判断と同旨のもの …… 「同」
- 裁決要旨の判断と反対のもの …… 「反」
- 裁決書の中で引用したもの …… 「引」
- その他参考としたもの …… 「参」

(様式2)

起案年月日	平成 年 月 日			決裁年月日	平成 年 月 日			
首 席 審 判 官	次 席 審 判 官	部 長 審 判 官	法規・審査部門 部 長 審 判 官 担当者			所 属 部 長 審 判 官	担 当 審 判 官	起 案 者

裁決要旨の記載票（推計課税用）その1

請 求 人 名			支 部					
公表適否（一次）			公表適否（最終）			裁 決 区 分		
裁 決 年 月 日	平成 年 月 日		裁 決 番 号	裁（ ）平 第 号				
業 種 名			業 種 番 号					

【争点番号】

青色申告の承認			
調査手続関係			
推計の必要性			
推計方法			
効率項目			
推計の合理性			
推計方法の変更			
その 他			

## 「裁決要旨の記載票（推計課税用）その1」の記載要領

- 1 「裁決要旨の記載票（推計課税用）その1」は、所得税の推計課税事件（ただし、公表「否」非該当の取消裁決を除く。以下同じ。）についてのみ使用する。  
なお、決裁欄については、起案者が形式審査担当者である場合は、「担当審判官」欄を「形式審査担当審判官」欄と修正して使用する。
- 2 「裁決区分」欄は、①全部取消し、②一部取消し、③棄却、④却下又は⑤変更の裁決区分に従い、その区分を記載する。  
なお、一つの裁決書に複数の裁決区分がある場合には、該当する裁決区分のうち、上記①から⑤の順で最も若い番号の裁決区分を記載する。
- 3 「業種名」及び「業種番号」の各欄は、KS用業種分類表の細分類に基づいて所得税の業種番号及び具体的な業種名を記載する。  
なお、争点番号が、20-26-02「所得税-推計課税-推計方法」以降の推計課税事件の場合には、必ず、業種名及び業種番号を記載することに留意する。
- 4 「争点番号」欄は、次のとおり記載する。
  - (1) 上2桁は、争点に係る税目について、国税通則法の場合は「10」を、所得税法の場合は「20」を、消費税法の場合は「50」を、それぞれ記載する。
  - (2) 「推計方法」、「効率項目」、「推計の合理性」及び「推計方法の変更」の各欄には、原則として必ず争点番号を記載する。
- 5 「その他」欄の記載に当たっては、「裁決要旨の記載票（一般用）」の「争点番号」欄の記載要領による。
- 6 推計課税事件については、原則として要旨の記載を要しないが、従来なかった主張に対する判断等、要旨を記載することが重要であると判断されるものについては、「裁決要旨の記載票（推計課税用）その2」を併せて作成する。その作成に当たっては、「裁決要旨の記載票（一般用）」の各欄の記載要領による。

(様式3)

裁決要旨の記載票（推計課税用）その2

請求人名	支 部
------	-----

裁決年月日	平成 年 月 日	裁決番号	裁( )平 第 号
-------	----------	------	-----------

税 目	争点番号
-----	------

争点項目
------

関係条文	関係通達
------	------

【要旨】
------

参考文献	備考	本部整理欄

(様式4)

## 裁決書データ等管理簿

支部

平成 年 月分

## 「裁決書データ等管理簿」の記載要領

- 1 記載は、裁決書の裁決番号順とし、一つの裁決書について、原則として1行とする。なお、訂正裁決書については、通常の裁決書を記載した末尾に、1行空けて「一連番号」欄に訂正裁決書である旨の表示をした上、記載する。  
また、裁決をしなかった月については、「○月裁決なし」と記載する。
- 2 「裁決番号」欄には、「○裁（法・諸）17-12」のように記載する。
- 3 「税目」欄には、複数の税目がある場合、全て記載する。
- 4 「裁決区分」欄には、却下、棄却、一部取消し、全部取消し又は変更の裁決区分に従い、それぞれ「却」、「棄」、「一」、「全」又は「変」と記載する。  
なお、一つの裁決書に複数の裁決区分がある場合、全て記載する。
- 5 「公表判定」欄には、「裁決要旨の記載票」の「公表適否（最終）」欄の判定結果を記載する。
- 6 「法審担当者氏名」欄には、当該事件の法規・審査事務を担当する審判官、副審判官又は審査官の氏名を記入する。この場合、担当者が複数いるときは、主として当該事件の法規・審査事務を担当する者の氏名を記入する。
- 7 「裁決要旨件数」欄には、その裁決書に係る「裁決要旨の記載票」の作成件数を記載する。
- 8 「報道資料枚数」欄には、報道データを提出する場合に当該報道データの枚数を記載する。

(様式5)

## 裁 決 檢 討 整 理 表

## ○○審判官

(平成〇年〇月裁決分)

## 「裁決検討整理表」の記載要領

- 1 「担当審判官の検討結果」欄は、本部担当審判官等が裁決結果の公表適否について検討した結果を記載する。なお、該当理由が複数ある場合には、主たる理由を所定の欄に記載し、その他の理由は「備考」欄に記載する。
- 2 「公表」欄には、公表「適」と判定したものを「○」と記載する。
- 3 「留保」欄には、公表「適」又は公表「否」のいずれにも該当しないもののうち、取消裁決以外について、審査請求人の法令解釈上又は事実認定上の主張が著しく不相当なものは「①」、単純な事実認定に関するものは「②」、単純な法令解釈に関するものは「③」、却下裁決（先例性のあるものを除く。）は「④」、おおむね直前1年以内に公表されている裁決結果に類似するものは「⑤」、税法等の改正により今後同種の争いは生じないと見込まれるものは「⑥」、上記のほか、他の事案の処理上参考となるとは認められないものは「⑦」とし、取消裁決について、おおむね3か月以内に公表されている裁決結果と類似するものは「B①」、取消理由が単純な計算誤りなどによるものは「B②」と記載する。
- 4 「公表否」欄には、公表「否」と判定したもののについて、審査請求人等が特定されるおそれのものは「①」、審査請求人等の営業上の秘密が漏れるおそれのあるものは「②」、その他、審査請求人等の正当な権利利益を害するおそれのあるものは「③」と記載する。
- 5 「判定困難」欄には、公表適否の判定が困難なものを「○」と記載する。
- 6 「検討会付議」欄には、裁決検討事績表を作成するものは「○」と記載し、公表適否判定表を作成するものは「B」と記載する。
- 7 重要先例見込事件、重要先例事件、個別管理重要事件及び本部協議事件は、裁決検討事績表を作成し、裁決検討会に付議することとし、同種の裁決が複数ある場合には代表的な裁決1件について「検討会付議」欄に「○」と記載し、他の裁決については「検討会付議」欄に「略」と記載する。

(様式 6)

裁 決 檢 討 事 績 表

事例No.	平成 年 月裁決分					担当者	
	判 定 区 分		検討会区分	税 目	事 件 種		
審查請求人			業種		裁決番号	裁	—
裁 決 区 分		年度 年分			訴 訟 提 起		青白 区 分
裁決年月日	平 · ·	審查請求日	平 · ·	原処分日	平 · ·		
項目						争 点 番 号	
表 題							
ポイント							
【裁決の要旨】							
【参照条文等】							
【参考判決・裁決】							
	檢討会開催日	平〇・〇・〇	決裁年月日	平〇・〇・〇			

事例No.

【事案の概要等】

1 事案の概要

2 争点

3 事実関係

4 双方の主張

(1) 請求人の主張

(2) 原処分庁の主張

【検討事項】

【意見】

【検討結果】

裁決結果の公表適否

公表相当

公表否

公表留保

本部照会必須事件  
一覧への掲載

要 (掲載内容 : )

否

## 「裁決検討事績表」の記載要領

- 1 「裁決検討事績表」は、本部担当審判官等が公表「適」と判定した裁決結果及び公表「否」と判定した裁決結果のうち先例性があると認められるものなど重要なものについて使用する。
- 2 「表題」欄には、裁決内容及び判断部分を端的に記載する。
- 3 「ポイント」欄には、「表題」欄と「裁決の要旨」の記載内容を補う内容となるよう記載する。
- 4 「裁決の要旨」欄には、裁決の判断を要約して記載する。
- 5 「検討事項」欄には、公表の適否及びその理由を記載するとともに、法令の解釈、適用の適否等について検討した内容を記載する。
- 6 「意見」欄には、裁決検討会において出された意見を記載する。
- 7 「検討結果」欄には、裁決検討会後に裁決結果の公表適否を記載する。

(様式7)

### 公表適否判定表

裁決番号	税目	請求人	裁決区分	担当者
裁平一				
項目				争点番号
表題				
《ポイント》				
《裁決の要旨》				
《参照条文》				
《参考判決・裁決》				
《検討事項・意見》				

公表適否 判定	最終判定	税目担当審判官	審査官

## 「公表適否判定表」の記載要領

- 1 「公表適否判定表」は、取消裁決のうち、本部担当審判官等が公表「適」と判定したもの（「裁決検討事績表」が作成されるものを除く。）について使用する。
- 2 「表題」欄には、裁決内容及び判断部分を端的に記載する。
- 3 「ポイント」欄には、「表題」欄と「裁決の要旨」欄の記載内容を補う内容となるよう記載する。
- 4 「裁決の要旨」欄には、裁決の判断を要約して記載する。
- 5 「検討事項・意見」欄には、公表適否の判定に当たって検討した内容のほか、裁決検討会において出された意見を記載する。
- 6 「公表適否判定」欄の「最終判定」欄には、裁決検討会後に裁決結果の公表適否を記載し、「税目別担当審判官」欄及び「審査官」欄には、裁決検討会前に裁決結果の公表適否について協議した結果を記載する。

(様式8)

## ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿(公表適裁決)

「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（公表適裁決）」の記載要領

- 1 「掲載を取りやめる理由」欄は、取りやめこととなった理由を具体的に記載する。
- 2 「処理日」欄は、審判所ホームページから掲載を削除した日を記載する。

(様式9)

## ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿(裁決要旨検索システム)

「ホームページ掲載裁決の取りやめ管理簿（裁決要旨検索システム）」の記載要領

- 1 「掲載を取りやめる理由」欄は、取りやめこととなった理由を具体的に記載する。
- 2 「処理日」欄は、裁決要旨検索システムから掲載を削除した日を記載する。

(参考)

## 公表適否の判定フローチャート

次のいずれかに該当するか？

- ① 審査請求人等が特定されるおそれのあるもの
- ② 審査請求人等の営業上の秘密が漏れるおそれのあるもの
- ③ その他、審査請求人等の正当な権利利益を害するおそれのあるもの

YES

公表否

- ・公表否に該当するものであっても、先例性が認められるなど重要なものについては、裁決検討事績表を作成し、裁決検討会に付議する。

NO

取消裁決か？

NO

YES

次のいずれかに相当するか？

- ① 審査請求人の法令解釈上又は事実認定上の主張が著しく不相当なもの
- ② 単純な事実認定に関するもの
- ③ 単純な法令解釈に関するもの
- ④ 却下裁決（先例性のあるものを除く。）
- ⑤ おおむね直前1年以内に公表されている裁決結果に類似するもの
- ⑥ 税法等の改正により今後同種の争いは生じないと見込まれるもの
- ⑦ 上記のほか、他の事案の処理上参考となるとは認められないもの

次のいずれかに相当するか？

- ① おおむね直近3か月以内に公表されている裁決結果に類似するもの
- ② 取消理由が単純な計算誤りなどによるもの

NO

YES

NO

YES

公表

公表留保

公表

公表留保